

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成29年7月10日（月）午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 12名

1番	高槻 祥治	出
2番	池田 俊一	出
3番	笠原 幸男	出
4番	高月 周次郎	出
5番	武井 邦男	出
6番	栗目 公人	出
7番	岸野 敏夫	出
8番	川上 敏雅	出
10番	奥村 純一	出
11番	小原 勉	出
12番	高橋 寛行	出
13番	中村 徹	出

4. 議事日程

- (1) 議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第21号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第22号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第23号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第24号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

5. 会議の概要

別紙のとおり

事務局長	<p>総会に入ります前に、現委員さんの任期は7月19日までですが、今日が現メンバーでの最後の農業委員会総会ということになります。</p> <p>町長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。</p>
町長	<p>(あいさつ)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>町長は、この後、別の公務がありますので、ここで退席します。</p> <p>(町長退室)</p>
議長	<p>それでは、ただ今から平成29年度第4回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <p>・6月29日 岡山県農業会議通常総会（岡山市）</p> <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は3番 笠原委員さんと、4番 高月周次郎委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第20号から議案第24号の5議案です。</p>
議長 事務局	<p>議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上2件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議長 1番委員	<p>事案番号4番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>それでは、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>事案番号4番について説明します。昔、この周辺の山を切り開いて畑にし、近所の</p>

議 長	<p>方々で分けられたようです。譲渡人は町外に住まわれており耕作が困難な為、隣接する農地を管理されている譲受人に、一緒に耕作をしていただくことになりました。問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長 1 番委員	<p>事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。 それでは、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>事案番号 5 番について説明します。譲渡人の労力不足の為、耕作できないということで、農業されている譲受人に譲り渡されます。問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>21</u> 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; color: red;"> <p>農地区分は、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。

議 長	事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
2 番委員	現在、墓地が、山林の中にあり自宅から遠く管理ができない為、自宅近くの自己所有地に移転したいということです。この土地は、農振地域でありました。今年の3月に除外いたしました。他に適地もなく、申請地は民家から100メートル以上離れております。周辺は、道路や水路で囲まれた土地であり、他の農地に影響はないので、よろしいかと思えます。
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	以上 <u>1</u> 件について許可処分を行うことを議決します。
議 長	<p>議案第 <u>22</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>10</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
2 番委員	測量をしました結果、隣接する宅地の擁壁が境界を越えておりました。農地の所有者と宅地の所有者が話し合いを行いまして、現状にあわせることになりました。双方が合意されていますので、問題ないと思えます。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>10</u> 番につきまして、

	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>11</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
2 番 委 員	<p>譲受人は、現在広島にお住まいですが、定年後、田舎に帰ってこられます。近くに両親の家はありますが、年数が経っていますので新築されます。譲渡人と譲受人は親子です。周囲は畑であります。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>2</u> 件について許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p>議案第 <u>23</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>

<p>11番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号1番について説明します。貸渡人と借受人は親子関係です。今年4月に畔の修繕で改良届をだされており、皆様に審議していただいた土地です。写真を見ていただければわかりますが、既に造成中ですので、始末書を提出していただいています。排水もできており、問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上 <u>1</u> 件について許可処分を行うことを議決します。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>議案第 <u>24</u> 号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかの判断について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議 長</p> <p>12番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>1</u> 番から <u>4</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>この土地周辺の道路事情は、それほど悪くはありません。が、長年放置された畑で、雑木が生えています。農地への復旧は、非常に困難だと思われます。所有者の方々も耕作の意思はないという事です。地域の労力不足もあり、非農地と判定するのが適切と考えます。</p> <p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番から <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番から <u>4</u> 番につきまして、非農地と判断することを議決いたします。</p>

議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
1 番 委 員	1 番は、国道の拡幅に伴う、一部解約です。双方合意解約ですので、問題はありません。
10番委員	2 番は、利用権設定をされていましたが、別の方が耕作されるという事で、解約されます。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。